

## 組合員証等の再交付について

組合員証等(組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証)は組合員や被扶養者の資格を確認するためのものであり、医療機関等で受診するときに窓口へ提示する必要があります。

劣化等により組合員証等の記載内容が確認できない場合や、組合員証等を紛失した場合は、正しく資格の確認が行えないため、所属所の共済事務担当課を通じて組合員証等再交付の手続きをしてください。

### <よくある再交付の理由>

- ・紛失
- ・組合員証等の表面のフィルムが剥がれた
- ・劣化により印字が薄くなり、記載内容が読み取れない
- ・破損(割れた、一部が欠けた)